

平成26年1月（第1回）教育委員会会議録

1. 開催の日時及び場所

平成26年1月22日（水）14:00～17:10
宇部市港町庁舎 2階会議室

2. 出席委員の氏名

縄田 和光 委員長
水田 和江 委員
三原 節子 委員
赤川 宏 委員
白石 千代 教育長

3. その他議場に参加した者

佐貫教育部長、安田学校教育課長、森島学校安心支援室長、山脇社会教育課長、西村総務課長補佐、田中学校教育課長補佐、佐々木学校安心支援室長補佐、山田社会教育課長補佐、濱原総務係長

4. 傍聴者

なし

5. 趣 旨

委員長： ただいまから、平成26年1月22日の第1回教育委員会会議を開催いたします。本日は5人全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日は傍聴の申し出はありませんでした。

次に、会議録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています第11回の会議録について、ご意見等がありますか。

（全委員異議なし）

委員長： 異議が無いようですので、第11回の会議録については承認とさせていただきます。

また、前回の第12回の会議録については机上に配付していますので、次回会議までにご覧いただき、次回の会議で承認を受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は赤川委員をお願いします。

委員長： 本日の議題は、「議案第1号 宇部市社会教育委員に関する条例中一部改正の件」、「議案第2号 宇部市青少年問題協議会条例中一部改正の件」、「宇部市いじめ防止基本方針について」、「特色ある教育の取組の表彰校について」、「宇部市立小中学校の適正配置について」の5件と、その他の事項として「成人式について」、「第四次宇部市総合計画中期実行計画について」、「寄附の報告について」の3件となっています。

始めに「議案第1号 宇部市社会教育委員に関する条例中一部改正の件」から説明をお願いします。

事務局： このたびの条例改正については、社会教育法の一部改正に伴い、宇部市社

会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して定めるとともに、委員定数の見直し、及びその他必要な整備を行うものです。

改正内容については、資料1に基づき説明させていただきます。

(資料1に基づき、説明を行う。)

委員： 現行の委員数は、何名ですか。

事務局： 12名です。

委員： 委員の定数について、宇部市の審議会のマニュアルにあわせて34人以内から20人以内とされたと言われましたが、市ではいつから委員の定数を定めているのですか。

事務局： 平成25年6月に一部改正されていますが、当初は平成22年3月に「審議会等の設置・運営マニュアル」が市長部局において作成されています。このマニュアルでは「委員数」以外にも「兼職」や「男女比率」等についても目安とする基準を定めています。

委員： 条毎に見出しを付けたことで、従前に比べ分かりやすくなって良いと思います。

委員長： 他にご意見や質問はありませんか。

今回の改正については、社会教育法の改正に伴う必要な条例の改正ということですので、皆さん、承認することよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長： 異議がありませんので、「議案第1号 宇部市社会教育委員に関する条例中一部改正の件」については、原案のとおり承認とさせていただきます。

次に、「議案第2号 宇部市青少年問題協議会条例中一部改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： この条例改正についても、地方青少年問題協議会法の一部改正が行われましたので、当該条例中に宇部市青少年問題協議会の委員の任命基準、及び会長の選任方法を定めるとともに、所要の整備を行うものであります。

改正内容については、資料2に基づき説明させていただきます。

(資料2に基づき、説明を行う。)

委員： 委員の任命基準の一つに「市民」とありますが、協議する内容にもよるとは思います。ある程度の条件というか、基準を定めても良いのではないのでしょうか。

事務局： 「市民」の委員については、公募による選任を想定していますが、その時に必要な条件を付すように考えています。

委員： 公募する時々によって、条件が異なるのもおかしい気がしますので、あらかじめ条例の中で決めておいた方が良いのではないのでしょうか。

事務局： 現行の他の条例をみても、「市民」に条件を付しているケースは無いと思います。通常、選定する段階で年齢等の必要な条件を付していくこととしています。他の審議会や条例にも影響があると思いますので、法令担当部へ確認させていただきます。

委員： 分かりました。それと第四条に「専門部会」を置くとありますが、この役

割や協議会との関係性もはっきり定めた方が良いのではないのでしょうか。

専門部会が協議会の権限を越えるということは考えられませんか。

事務局： 第四条第1項に、「協議会に、専門の事項を調査させるため専門部会を置く。」と書かれていますように、専門部会は調査するための機関であり、意思決定することはありません。

委員長： 現在、専門部会は設置されているのですか。

事務局： 今の協議会では、「青少年の万引き防止」に対する取組の検証等を中心に行っていますので、専門部会は設置していません。

委員： 現在の委員の方は、どのような方が中心となっていますか。

事務局： その時のテーマにもよりますが、関係団体や専門的な知識を有している方が中心になっています。改正後は「市民」の方を増やしていきたいと考えています。

委員： 去年の青少年の犯罪件数の状況はどうなっていますか。

事務局： 暫定値ですが、市内の刑法犯少年は平成25年中で80人と、前年と比べ50人減少し、万引きは32人で前年と比べ25人減少していると聞いています。様々な取組の成果がでていていると思います。

委員長： 他にご意見やご質問はありませんか。

この件につきましても、関係法の改正に伴う必要な条例の改正ということですので、皆さん、承認することよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長： 異議がありませんので、「議案第2号 宇部市青少年問題協議会条例中一部改正の件」については、原案のとおり承認とさせていただきます。

次に「宇部市いじめ防止基本方針について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 昨年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」第11条に基づき、国ではいじめ防止に関する基本的な方針が策定され、山口県においても同様の基本方針が策定中であります。

宇部市においても、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事案への対応の4つの視点から、「宇部市いじめ防止基本方針(案)」を策定しましたので、説明させていただきます。

(資料3に基づき、説明を行う。)

委員： 内容的にかなり濃い内容と思いましたが、幾つか、気になる所があります。2ページに、いじめの「四層構造」についての説明がありますが、読んだだけでは理解し難いので、出来れば図も併せて示していただきたいと思います。

次に3ページに、児童生徒や保護者からの申し立てに対して、「学校が(そのいじめを)「重大事態とはいえない」と考えたとしても、、、」とありますが、これは申立をした者が重大事態と思っているにもかかわらず、学校側はそうではないと判断したということです。方針書は内規ではなく、公表していくものですので、申立てを行う者への心情にも配慮した言い方に変えていただきたいと思います。

それから、5ページの「相談窓口の周知・徹底」のところ、宇部市には学校安心支援室や、学校の窓口、こども福祉課には県の裁判所の窓口、児童相談室の宇部駐在等もあるので、付け加えることで、市の特徴も出していただきたいと思います。

また、「宇部市として重点を置く取組」の一つとして、学校の先生自身が感性を磨くことも大事と思っていますので、教職員への教育・研修等を入れていただきたいと思います。

事務局： 教職員に対しては、毎年学級づくりセミナー等の取組を実施していますので、その辺りを付け加えさせていただきます。

委員： この方針書には、いじめを受けた子どもが学校の中で、誰に、何処に訴えていくのか、訴えた事がどういう風に吸い上げられていくのか、調査委員会でどのように諮っていくのか、というようなフロー図的なものがあればもっと良いと思います。

例えば、始めに相談窓口に行き、そこから校内のいじめ防止委員会で調査し、子どもや関係者との調整に入ったり、それでも駄目な場合は、教育委員会や学校安心支援室に訴えることで、学校に専門家を派遣する等、文書だけでなく見た目でもイメージしやすいものがあればいいと思います。

せっかく校長をリーダーにした校内の組織ができたのですから、訴えがどのように繋がっていくのか、分かりやすくすることは、色々な意味で大事なことです。是非検討していただきたいと思います。

教育長： 言われるとおり、文章が多く、文字ばかりなので、レイアウトも考えながら、区切りのいいところに図示していくことで、より分かれやすくなるかもしれません。

委員： 私も同じように思います。すごく良いことが沢山書かれていますが、言われたようにフローチャートのような図式があるととても分かりやすいと思いました。特に「いじめの四層構造」については、視覚的に分かりやすいものが必要だと思います。

9ページから11ページにかけて「学校の教育活動を通した取組」がありますが、「学び合いのある授業づくり」や、「人権教育」等の宇部市独自の取組が書かれてあり良いと感じましたが、今の子ども達には、自己表現をする力や相手を思いやる力が少し欠けていると思いますので、「命を考える授業」や「命の尊さ」に係る教材等を活用しながら、自分の命、相手の命、どちらの命も大事だということをしっかり学んで欲しいと思います。

また、これまでも言っていますが、宿泊を伴う集団活動は子ども達には有効な経験となりますので、全小学校で行っていただきたいと思います。昼間、学校では見えない子どもの姿が見え、子ども同士も気付かなかった友達の良い所も見えてきます。

自然の中で皆が力を合わせて何かをやり抜くような体験が、宇部の子ども達1人残らず出来るような、学校を通した仕組みを作りたいと思います。

委員： 学校を通した宿泊体験活動や共同作業を積み上げていくことは大きなことで

すが、宿泊には様々な危険が伴いますし、子どもの命を預かることに、困惑する先生もいると思います。

また、強制的にさせることで集団からはみ出す子ども達も出てくると思うので、計画的に慎重に取り組んでいただきたいと思います。

教 育 長： 「体験活動を経験している子どもの方が、学力が高い」という結果も出ており、国においてもその方向性が示されています。色々な問題も想定されますが、今年度から全小学校で取り組むよう指示しているところです。

委 員： この方針書を作成することは必要なことです。ただ、自分自身が何もしなくても「誰かがいじめを解決してくれる」と思い込んでしまうことがあってはならないと思います。

小さい問題のうちに、子ども達自身が問題解決のために考えることが一番大事なことであって、私達はその根本の基盤や、環境を作っていくことが必要なのです。

自分のクラスを良くしたいという思いは皆な持っているはずですが、残念ながら今の子ども達は自ら問題を定義して、解決の方向に向かって行動することができないように思います。自分達のクラスは、自分達で守ることが出来るという思いを、子ども達自身が持って欲しいものです。

委 員： そういう意味では、やはり教員への教育は不可欠となりますよね。先生への教育、学習の機会をどのように実施していくのか、この方針書のどこかに入れていただけるといいと思います。

また、自分がいじめられた時にどうすればいいのか、どのように発信していくのか、子ども達の自己表現力や自尊感情等の育成についても、人権教育等でしっかり対応していただきたいと思います。

自分が大事であるという感情をきちんと育て、学校の中で自分の居場所を作ってあげないと、いじめもなくならないでしょうし、反対に言えば犯罪も、別な形でネットいじめだとか、段々大人の目の見えないところで起きてくると思います。

委 員： 今の宇部には先生方も含めて、やはり学び合いが必要です。学び合いを浸透させていく中で、子ども達自身がいじめ問題を解決させる土壌を作っていく、子ども達の力で問題を解決する力を小さい時からずっと積み重ねていないと、いきなり中学校3年生でやれと言われてもなかなか出来ません。

出来るだけ早く、例えば小学校の1年生くらいから10年計画でそういう学級作りを進めることを考えてみてはどうかと思っています。

委 員： 23ページに、「いじめている児童生徒に対する対応」として「出席停止措置」とありますが、その前に相談体制や指導体制は書いてありますけれども、何か他の対策というか、対応を考えることができないでしょうか。

小学生に対しては、特に何か別の対応が「出席停止措置」の前であってもいいのではないかと思います。

事 務 局： 関係者等と協議したいと思います。

(水田委員退席)

委員： いじめはその時に解決したと思っても、心の傷は大きく、事あるごとに自己否定感が出るなど、一生涯引きずることもあり、その人の一生が変わってしまうこともあります。そのことを、子ども達によく理解させ、分からせないといけません。

理想を言えば、アンケート調査を行わなくても先生はいじめを見つけることができ、子ども自身もいじめがあれば自分から伝えていくことができるようになって欲しいものです。

委員： 対応マニュアルも大事かもしれませんが、子ども達も自分の力で問題を解決していく力を早い時期に身に付けていかないと、誰かが解決してくれるものだと思ってしまうと、社会に出た時に大変なことになってしまいます。その辺で、この方針書の活用方法や周知の仕方について、配慮していただきたいと思えます。

委員： 学校での学び合いが進み、子ども達のコミュニケーションが図られることで、いじめは必ず減ってくると思っています。中学校ではその取組が進んでいると思いますが、小学校ではまだまだだと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長： 他にご意見はありませんか。

沢山の意見がでましたので、事務局において、再度、整理されますようお願いいたします。

なお、この方針については、学校、地域、家庭等、出来るだけ多くの方へ周知していただき、いじめ根絶に向けた取組の一助となりますようお願いします。

続いて、「特色ある教育の取組の表彰校について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 市内の全小中学校では、子ども達の夢を実現させるため、特色のある取組を実施しており、教育委員会では、その中から、特に優れた取組を行った学校を選出し表彰しています。

今年度も各小中学校から提出された報告書をもとに、4校を選定しましたので報告させていただきます。

(資料4に基づき、説明を行う。)

委員： 桃山中の「PTA組織で取り組む『桃山方式やまぐち学習支援プログラム』～『家庭学習習慣の定着』及び『家庭力の底上げ』を図る～」については、まさに今、最も本市の課題となっている学力向上に直結した取組であり、保護者の力の大きさを感じています。

委員： 大変すばらしい取組だと思いますので、是非とも他の学校にも広がっていけば良いと思います。

事務局： 参考にしたいという学校も多く、指導主事も手伝いながら広がり支援しているところでは。

委員： 琴芝小の「『協働型学校評価』を軸としたコミュニティ・スクールの取組」では、3つの目標を掲げ取り組んでいるようですが、その取組を検証するためにはその評価が必要と思いますが、どのようにしていますか。

事務局： 目標の設定や検証については、データによる管理がなされています。具体的

には、保護者を対象としたアンケート調査を実施しており、それをもとにデータ分析を行い、目標修正を行っているようです。

委員： 評価方法は色々あると思いますが、プラス評価を行い、目標達成に向けた子ども達の意欲を引き出してもらいたいと思います。

委員： 鶉ノ島小の「鶉の島・出会い・発見（職場体験・職場訪問）」についても、地域との関わりを強めていくためには、とてもいい取組と思います。

委員： 児童は縦割りで、実施しているのですか。

事務局： 校区内の事業所を1年生から6年生まで全員が縦割り班に分かれて体験活動を行います。

委員長： 表彰校が毎年同じような気がします、どうですか。

事務局： 出来るだけ多くの学校を表彰したいと考えており、昨年度と異なる学校を選出しています。しかしながら、ほとんどの学校が継続的な取組が多く、近年同じ学校を選考している傾向にはあります。

教育長： 私も選考に加わりましたが、マンネリ化している取組等については、最初に除外しました。もっと工夫しながら目標を上げていってもらいたいと思っています。

他の学校の参考となる取組になってもらいたいので、事務局でもアドバイスしていかないといけないと思っています。

委員長： 他にご意見が無ければ、表彰校について原案どおりとしてよろしいですか。（全委員異議なし）

委員長： 異議が無いようですので、原案どおり「琴芝小」、「鶉ノ島小」、「桃山中」、「厚東中」の4校を表彰校とします。この表彰が、更なる優れた取組へと繋がっていくことも期待していますので、どうぞ、よろしくお願いします。

次に「宇部市立小中学校の適正配置について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 始めに、1月10日に第4回の（仮称）見初・神原校区の新しい学校づくり準備委員会を開催しましたので、報告いたします。

（資料5に基づき、会議の内容について報告がなされた。）

なお、協議の結果、教育委員会が示した「神原中学校の敷地を活用した、施設一体型小中連携校」の考え方が追認され、当該委員会での協議が終了することになりました。今後は、保護者や学校運営協議会委員を中心とした新しい組織で、統合についての協議を進めていくことになりました。

委員長： 事務局から報告がありましたが、ご質問等ありますか。

委員： 施設一体型の小中連携校を提案したのは、いつの時点でしたか。地元への周知は十分できていますか。

事務局： 平成24年10月に第2回目の準備委員会において、事務局から3つの統合案を示しましたが、その内の1つでした。その後もアンケート調査等も行っていることから地元への周知はできていると思います。

委員： 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

事務局： 現段階では詳細なものはありませんが、施設一体型の小中連携校をどのよう

にしていくかを、新しい組織とともに考えていくこととなります。

委員： 神原小学校の校舎の老朽化も気になりますので、出来るだけ早いスケジュールとなるよう計画的な協議をお願いします。

事務局： 同校の耐震性に問題があるL字型の校舎については、安全面を考えると一時的にプレハブ校舎の建設も必要と考えています。しかしながら、学校生活の面で考えると統合までに4～5年くらいはかかることも想定されますので、当該校舎の耐震補強工事による対応も検討しているところです。

委員： 長期間プレハブ校舎で学ぶこともどうかと思いますが、子ども達の安全面が一番大事なところですので、方針が決定した後は、速やかに進めていただきたいと思います。

事務局： 近々、学校とも協議する予定ですので、学校や保護者の意見を尊重しながら、進めていきたいと思います。

委員： 現在、他市等においても施設一体型の小中連携校を行っている学校があると思いますが、メリット・デメリットはどのように考えていますか。

事務局： 様々な形の小中連携や地域性もあることから、メリット・デメリットを単純に説明することは難しいのですが、子ども達の年齢層が広がることで、小学校低学年への負担があるのではないかと、という意見もあります。

委員長： 他にご意見がなければ、小野中学校の統合についてお願いします。

事務局： 始めに、1月15日に第9回の宇部市立小野中学校の適正配置に係る関係校区協議会を開催しましたので、報告いたします。

(資料5に基づき、会議の内容について報告がなされた。)

委員： 「統合後、学校を再開するため離島のように休校扱いできないか」という意見がありますが、これは協議会としての意見ではなく、個人の意見と考えてよいのですか。

事務局： 意見については、個々の委員が発言した内容をまとめたものです。

委員： 離島の学校が休校する場合は、通常、本土等へ子どもが通学できないケース等を想定しているもので、小野では少し状況が違うと思われれます。

事務局： 他市の状況を見ますと、休校扱いにしてもその後4～5年が経過すると学校を再開することは難しいようですし、施設を他の用途に活用することもできませんので、施設管理の面等を考えてみてもデメリットの方が多いように考えます。

委員長： 地元からの意見はどうか。

事務局： アンケート結果や協議会でも、統合に対する地域としての方向性も固まってきました。これから、保護者を中心とした新しい組織を立ち上げ、統合に向けた具体的な協議を進めていくことになりました。

委員長： 地元との調整は大変でしょうが、引き続き、協議を進めていただき、少しでも早く学校の適正配置が進みますよう、よろしくをお願いします。

続いて、その他の事項の「成人式について」をお願いします。

事務局： 1月12日に開催しました成人式については、ご参加していただきありがとうございました。前回の会議において説明しました内容から一部変更もありま

したが、全体を通して大きな混乱等も無く、無事に終えることができました。
(新成人の参加状況や運営状況等の報告を行う。)

委員 長： 式典会場は、多くの新成人で埋め尽くされていましたが、特にトラブル等も無く、アトラクションも大変盛り上がったと聞いています。心に残る大変良い式典になったと思います。今回の経験を活かし、来年もより良い成人式になりますようお願いいたします。

続いて、「第四次宇部市総合計画中期実行計画について」お願いします。

事務局： 平成22年3月に策定しました第四次宇部市総合計画の前期実行計画が、今年度をもって終了となることから、市長部局において中期実行計画（平成26年度から29年度まで）が現在策定中であり、現在パブリックコメントや市民との意見交換会が行われています。

教育委員会に係る内容について抽出していますので、その概要について説明させていただきます。

(資料6に基づき、説明を行う。)

委員 長： この件については、よろしいですか。
ご意見等ありましたら、直接、事務局までお願いします。
最後に「寄附の報告について」お願いします。

事務局： (資料7に基づき、寄附の報告を行う。)

委員 長： 以上で本日の教育委員会会議を閉会とします。